

令和6年度山梨県環境整備センター安全管理委員会（臨時）議事録

（通算第48回）

日時：令和6年11月26日（火）午後2時から

場所：山梨県環境整備センター 会議室

出席者：○安全管理委員会委員

北杜市市民環境部長

北杜市環境課長

浅尾新田区長

浅尾区長

山梨大学名誉教授

東京海上ディーアール(株)主席研究員

明星大学教授

山梨県環境・エネルギー一部次長

山梨県環境・エネルギー一部環境整備課長

山梨県中北林務環境事務所長

山梨県環境整備事業団副理事長

山梨県環境整備事業団事務局長

三井 喜巳

櫻井 義文

長田 憲一

篠原 眞清（代理出席）

坂本 康

杉山 憲子

宮脇 健太郎

保坂 一郎

中川 直美

末木 洋一

桐林 雅樹（事務局兼務）

新津 利恭（ " ）

○事務局

山梨県環境整備事業団管理係長

川口 佳佑

○欠席

北杜市副市長

北杜市明野総合支所長

上神取地区長

御領平地区長

下神取地区長

中込地区長

浅尾原地区長

東光地区長

小林 明

小澤 茂

遠藤 健勝

渡部 一司

辻 雅樹

清水 英雄

行方 聡

佐藤 剛宣

配布資料

- ① 次第
- ② 席次表
- ③ 資料1 P F O S等の追加調査結果及び今後の対応について
- ④ 資料1 追加資料 P F O S等の処理状況と対応の具体的な内容について
- ⑤ 県環境整備課資料 山梨県環境整備センター（明野処分場）における水質予測等検討委員会について
- ⑥ 参考 水質予測等検討委員会 第1回検討委員会資料

〈司会〉

定刻を過ぎましたので、ただ今から臨時の山梨県環境整備センター安全管理委員会を開催いたします。

委員の皆様にはご多忙中にもかかわらずご出席いただき、誠にありがとうございます。よろしく願いいたします。

臨時安全管理委員会は、山梨県からの提案を受け開催することといたしました。

議事に入ります前に、山梨県環境エネルギー部次長より皆様にご挨拶をいただきます。

〈委員（山梨県）〉

本日はお忙しい中、委員長をはじめ、委員の皆様には、今年度の第2回目となります臨時の安全管理委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

特に地元委員の皆様方には、環境整備センターの建設から今日に至るまで県の廃棄物行政に多大なるご理解とご協力を賜っておりますことを、改めて深く感謝を申し上げます。

地元の皆様方には処分場の浸出水に含まれるP F O S等のことで多大なるご心配をおかけしております。

本日は10月に県が実施しましたP F O S等の調査結果のご報告と、今後のモニタリング計画についてご説明をさせていただきます。

P F O S等につきましては、現行の最終処分場の基準にない新たな課題ではございますが、県としてしっかり向き合っておりまいますのでご理解いただきますようお願いいたします。

またP F O S等以外につきましても、環境整備センターに関し委員の皆様方からご意見ご質問をいただいております。

この場をお借りしまして、私からいくつかご説明させていただきます。

まず、浸出水のホウ素とマンガンが排水基準を超過しておりまして、来年度以降も環境整備センターの維持管理を継続していくことが必要になっております。

このため、県では環境整備事業団の次期改革プランの策定に向けまして、有識者による調査検討委員会を設置し、検討を行っていることはすでにご説明しているところでございます。

本日配布した資料にもある通り、12月3日に第2回の検討委員会を開催いたします。この委員会は公開での開催で傍聴席も30席ほどご用意しておりますので、お忙しいところ恐縮ですが、傍聴いただければと思います。

それから本日の配布した資料に、9月に開催した第1回の検討委員会の資料、それから議事録をお配りしております。県のホームページにも掲載しておりますけれども、参考にさせていただきたいと思っております。

それから次期改革プランにつきましては、本年度末に策定予定ですが、案の段階で安全管理委員会にご説明させていただく予定となっております。

また環境整備センターの維持管理業務に従事している化学職の県職員の常駐に関しましては、7月30日に開催した住民説明会においても来年度以降の配置を継続することを説明させていただきました。現在、主要の手続きを進めているところであります。

私からの説明は以上となりますが、本日はどうぞよろしくお願い致します。

〈司会〉

それでは議事に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お配りした資料を上から順に、まずA4の次第、席次表、次にホチキス止めになっている資料が一つあり、一

枚目がA3カラーの資料、もう一枚がA4の資料です。

もう一つは既に県から皆さんに通知されている内容ですが、山梨県環境整備センター（明野処分場）における水質予測等調査検討委員会についてという、第2回目の開催に関するご案内となります。資料は以上となりますが不足等がありましたら、事務局までお知らせ願います。

もう一つ、本日の議題の資料ではないのですが、第1回目の水質予測等調査検討委員会に関する資料もお手元にお配りしております。こちらはご参考までにお持ち帰りください。

ここで会議について傍聴者の皆様にお願いがございます。会議中は入口や壁に掲示しました傍聴の注意事項を遵守していただきますよう、よろしくお願い致します。万が一遵守されない場合は退席をお願いすることになります。

そのような場合は、次回以降の傍聴をご遠慮いただくこともございますのでご了承ください。

最後になりますが、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにさせていただくか電源をお切りいただくようお願いいたします。

当委員会は安全管理委員会設置要綱第四条の規定により、委員長が議長を務めることとなっておりますので、同要綱の規定により委員長に議長をお願いしたいと思います。委員長よろしくお願い致します。議長席へお移りください。

〈議長〉

オンライン参加の委員の方々、マイクは大丈夫ですか。聞こえますね。

それでは議事に入らせていただきます。記事次第によりますと、PFOS等という話が一番、二番であって、その他ということになっています。

この話を始める前に、ここまでの流れをざっと紹介しておきたいと思います。と申しますのは、この委員会や毎年、年2回で半期ごとの水質測定の結果を報告して皆さんに安心していただくという主旨の委員会です。

今回この臨時があります。臨時会が開催されましたけど、一つには2月の時点で次年度からの県職員の派遣についてまだ決まってないということで、その辺はつきりしてくれという話がありました。

今、次長からお話がありましたように、明野処分場には引き続き県職員の化学職を常駐させるという方針になっています。

具体的なお金の話やいろいろ内部の手続きが終わってからということですので今日はまだ話せないと思いますけど、これについては2月までに間に合えば2月に1回、あるいはその後になるかもしれない。それが一点。

それから臨時となりました点について、今年度いつもと違うことを整理いたします。

一つは水質予測等の専門委員会、今日これだけの資料がありますけど、明野処分場における水質予測等検討委員会っていうのが作られたということがあります。2つ目が処分場について有機フッ素化合物を測定するというのは県がやりますと。

この2つは今年特にあったことで、それに関連して臨時の委員会が開かれることになっております。

水質等検討委員会ということで、資料が配られているそうなんですけど、私から簡単に1、2点話します。

まず、先ほど県からお話ありましたように、10年で終わるつもりだったけど、その先があるのでこれからどうなるかを予測する科学的な委員会を作ったということです。

その委員会の中では、維持管理についてもご検討いただくということになっています。

この委員会は科学的なことややこしい話がいっぱいですので、結論的なところだけお話しします。

A4のパワーポイントのプリントの水質予測等調査検討委員会9月20日というものですが、まず水質予測については、この右下の番号で24というところに書いてあります。

今のところこのぐらいの結果になっています。何をしているかという、ホウ素とマンガンについて、浸出水の濃度が下がっていくというのを前提にその式を作り、当てはめています。

でもマンガンについてはある程度当てはめることができたけど、ホウ素についてはまだまだで、これを次回の委員会で検討していくということになります。

それから最後のページですが、有機フッ素化合物については、その時点での現状をお伝えしてきました。それに合わせて、本処分場の話に関わるのですが、右下の番号で29ですが、この水質予測等検討委員会の委員の方の一人がこれに関する研究をされていました。

それに協力する形で県から試料を出すということになっています。

最終処分場浸出水に含まれるP F O S等の排出機構の解明とリスク提言技術の開発という研究の中で、県として処分場の試料を提供するということです。

その点が水質予測等の委員会のポイントかと思います。

前回あるいは前々回だったと思いますけど、有機フッ素化合物については6月だったと思いますが、第1回の調査とその後について県から報告があったと思います。

その時に秋にもう1回調査をするという話がありましたので、今日はその秋の調査についての話です。

それから皆さんからの要望もあって継続調査というのをすることになりましたが、それを県がどう考えているかということについての報告と、皆さんの意見を聞くという話になっています。

議題1で、追加調査の結果についてご報告いただき、議題2で今後の継続調査について報告いただき、皆さんの意見を聞きたいと思っています。

ではここまでご質問はありますか。

何回も委員会があって、議事録も何十ページで議事録も2つも3つも出てくる感じになっています。

では、今回はその有機フッ素化合物についての話をメインの議題として、その他何かありましたら皆さんのご意見をお聞きするということになると思います。

それでは議題のうち、P F O S等の追加調査の結果について、この調査は処分場ではなく県の環境整備課でやっておりますので、そちらからのご説明があります。よろしくお願ひします。

〈委員（山梨県）〉

私から説明をさせていただきます。着座にてさせていただきますと思います。

10月3日に県が実施いたしましたP F O S等の水質調査結果についてご説明を申し上げます。

前回8月29日の安全管理委員会において、秋にP F O S等の調査を実施すると申し上げましたが、具体的な調査計画をご説明できなかったことにつきまして、改めてお詫び申し上げます。

9月20日に文書にて安全管理委員会の委員の皆様方にご案内いたしましたとおり、事業

団の実施する環境モニタリングに合わせ、10月3日に県がP F O S等の調査を処分場敷地内の6か所で実施いたしました。

結果は本日の資料のA3番をご覧くださいと思いますが、その資料の左上の図の中に示している通りでございますが、前回5月23日の結果と対比していただけるよう、下段に5月23日の結果を、上段に今回10月3日の結果を記載してございます。

調査結果は青色と緑色とに区別した箱の中に記載してございます。

青色で示しました箱の調査地点は、河川や地下水に適用される国の暫定指針を適用して評価する地点でございます。

緑色で示した箱の下の方、浸出水は今回380 ng/Lと、前回より高めの数字ではございましたが、その後、処分場の浸出水と処理施設で処理され、処理後の放流水は前回同様53ng/Lでございました。

また、防災調整池と1号から3号の観測井戸はいずれも河川や地下水に適用される国の指針値を下回っており、処分場周辺的生活環境の保全是図られている状況でございます。

しかし、すでに委員の皆様にご説明しておりますとおり、5月23日の調査で放流水からも53ng/Lが検出された後の6月25日にP F O S等の除去に有効である活性炭の交換を行い、その後の7月3日の水質調査で5ng/L未滿となったところは報告させていただいております。

6月25日に交換いたしました活性炭は、それまで一年以上使用していたものでありますが、それと比べると、今回の活性炭は5ヶ月弱という短い期間でもあるにも関わらず、最終的な放流水のP F O S等の濃度が5月23日の調査と同じ53ng/Lという値になっておりました。

産業廃棄物最終処分場におけるP F O S等の管理については、参考となるような事例はございませんが、P F O S等が活性炭で除去できるということは確かなことでもあります。

ただし活性炭の能力がなくなる前に、適切な頻度で活性炭を交換する必要があります。

そこで県では明野処分場のP F O S等の管理に有益となる情報を得るため、先ほど委員長からご説明いただきましたけれども、国の研究に参加しているところでございます。

今回比較的短期間で放流水中のP F O S等の濃度が前と同じ濃度まで上がった原因について、資料右上にありますとおり専門家から助言を得ることができましたので、ご説明させていただきます。

その前に簡単に国の研究がどのようなものか、先ほどの委員長の説明に加えてご説明をさせていただきます。

研究は、国や大阪府などの自治体の研究所、さらには大学の研究機関が共同して環境省の研究費を活用してP F O S等について研究を行っています。

本県は環境省の研究事業に、定期的にサンプル提供という形で参加しております。研究に参加することにより、研究所に提供した水の検査結果をフィードバックいただき、また国のトップクラスのP F O S等の研究者から助言を得ることができております。

このため、今回比較的短期間でP F O S等の濃度が上昇した原因について助言を求めたところでございます。

資料右上のイメージ図でございますが、これと合わせてもう一枚A4の追加資料を本日ご用意させていただきましたので、それをご覧くださいと思います。

明野処分場の浸水処理施設には、もともと、記載させていただきましたように、有機分を処理するために活性炭を設置してございます。

この活性炭はP F O S等も水の中から取り除くことができます。さらに、活性炭の後に

ホウ素を処理するための設備がありまして、ホウ素処理設備を通り処理された水が放流されていくこととなります。

活性炭もホウ素処理設備も、水の中に含まれる物質を除去することにより、水を綺麗にしていきますが、どちらとも能力いっぱいまで除去すると、それ以上物質を除去することができなくなります。

また、活性炭処理設備では除去しやすい物質も異なっております。右の図はイメージをいただきやすいように、PFOS等をオレンジ色の丸で、ホウ素を緑色の丸で示しています。

また、処理される水は図の左から右に矢印のとおり流れ、最終的に放流となります。さらに、縦方向は時間経過における処理状況の変化の様子を示したイメージとなっております。

まず、オレンジ色の丸や緑色丸が複数へ描かれたその図の一番上の行のところ、青い行のところをご覧ください。

浸出水に含まれるオレンジ色のPFOS等、緑色のホウ素はまず有機分処理施設活性炭に入ると、ここでオレンジ色のPFOS等が除去され、取り除かれますが、緑色の方はホウ素ですが、除去されずにここを通り抜けます。しかしその後、ホウ素処理設備がありますので、ここでホウ素が除去されます。

その下に行きますと少し時間が経った状況です。真ん中のところの色がちょっと見にくいですが、薄いオレンジといえますか黄色のところですか。その行をご覧ください。

時間が経過いたしますと、活性炭の処理能力が少しずつ下がっていきます。するとほんの少しですが、活性炭で除去されなかったオレンジ色のPFOS等が、ホウ素処理設備に入ってまいります。

ホウ素処理設備はホウ素を除去する能力が高いですが、まだ除去したホウ素の量が少ない間は、空いている隙間でPFOS等を除去いたします。

これにより、ホウ素処理設備としては、除去を意図していないPFOS等が段々と蓄積をしております。

さらに時間が経過したその下の行のところをご覧ください。更にPFOS等が除去されていきますが、処理能力は上の行のところと同じように十分効果がある状況でございます。

しかし、ホウ素処理設備は徐々にホウ素が溜まってきたため、一度除去したPFOS等を放してホウ素を代わりに捕まえ、除去します。

ホウ素処理設備はPFOS等よりもホウ素を吸着しやすい性質があるため、ホウ素を取り除くという設備本来の目的が達成されている状況でございます。

こうしてホウ素処理設備で一旦意図せず除去されたPFOS等がホウ素に追い出される形で溶出していきます。

本日追加でお配りした資料を少し説明させていただきます。A4資料の方をご覧ください。

国の共同研究には7月から明野処分場の水を提供しております。6月25日に活性炭を交換した後からということになりますけれども、活性炭の交換から一ヶ月後の7月31日、その下の翌8月の28日、さらに9月の25日の3回の検査結果を共同研究者の方からすぐに提供をしていただきました。

PFOS等は活性炭で確実に除去されており、交換から三ヶ月を経過した9月25日でも活性炭の出口の濃度は12ng/Lと、除去率は95%の能力を維持していることが確認できました。

一方ホウ素は処理設備の出口でP F O S等の溶出が始まっています。5月25日の検査結果では、活性炭を通過した処理水はホウ素処理設備に入る前は先ほど申しましたように、12ng/Lでしたけれども、ホウ素処理設備の出口では49 ng/Lと、P F O S等の再溶出によって濃度が高くなった状況でございます。

もう一度A3の資料にお戻りください。

資料の右側の中ほど、イメージ図の囲みであるの中の下の方になりますけれども、環境省共同研究における専門家の助言をいただいております。

活性化は有効に機能しているものの、ホウ素処理設備において処理対象ではないP F O S等が蓄積され、ホウ素処理が進行するに従い、P F O S等が再溶出される状況にあることが推察されました。

10月3日の放流水からP F O S等が53 ng/L検出された要因は、水処理施設のホウ素処理設備であることが分かったという状況でございます。

このため、対応のところにも記載しましたが、10月29日にホウ素処理施設の設備を交換いたしまして、現在経過を観察しているところでございます。

経過観察について具体的にご説明させていただくため、もう一度追加資料のA4の資料をご覧ください。

下の文字のところになりますが、経過観察として11月6日からしばらくの間、ホウ素処理設備におけるP F O S等の検査を週に1回測定することといたしました。

加えて、11月20日には活性炭の処理能力を確認するための検査も実施しております。結果については、次回以降の安全管理安全管理委員会でご報告をさせていただきます。

これらの検査は県が臨時に実施するものですが、結果については先ほどのP F O S等の専門家にもご確認をいただき、環境省共同研究における検査結果と合わせ、評価解析などについて助言をいただくこととしております。

これにより、明野処分場における活性炭とホウ素処理設備の効率的な交換について検討を進めて参りたいと考えております。

合わせてP F O S等の分析には時間がかかりますことから、日常的な管理としてP F O S等の分析検査によらない簡易的な確認手法の検討も進めて参りたいと考えております。

県が臨時に実施する検査の結果や、環境省の共同研究に参加することにより得られる検査の結果につきましては、環境省共同研究に参加しているP F O S等の専門家の助言もいただき、P F O S等の維持管理に関して得られた成果とともに、この安全管理委員会において県から説明をいたしまして、議論を今後いただきたいと思っております。

成果がどこまで得られるのか、今後のこととさせていただきますけれども、少なくとも年度内には、それまで得られた検査結果に基づく報告はさせていただきますと考えております。以上でございます。よろしくお願い致します。

〈議長〉

ありがとうございました。

今お話がありましたようにP F O S等については県がやっておりますので、年2回の安全管理委員会に間に合えば、そこで報告すると思っておりますけど、そうでなければ別にまた臨時に、調査結果の委員会を開く可能性もございます。

それでは質問を受けます。

水処理の流れについては入り口に図がありますのでそれを確認していただければと思います。

もともとP F O S等の話は当初造った時はありませんでしたので、P F O S等を取るた

めの施設は用意されていなくて、その代わり、有機物処理の活性炭を使っているということです。そして、出たところの流れを見ると、この有機分処理のための活性炭の前にダイオキシン等を取るための処理もあるのですが、今回のプロセスはそこでも取り切れなかったと。取り切れなかったというか、アメリカが考えている現在の新しい基準を目指すほど取り切れなかったということだと思います。補足説明でした。

では委員さんお願いします。

〈委員（地元代表）〉

ご説明をいただいて、データが変化したその内容と専門的な意見も参考にしながらということでご報告いただきましてありがとうございます。

まず、そもそものところで、いくつか教えていただきたいことがあるのですが、このA3のデータ調査地点に関して、国の暫定指針値で示されている数値というのは、公共水域を中心としたものです。河川水とか地下水ですね。

それが暫定指針値の対象とするところであるということで、ここではブルーとグリーンに色分けがされております。

この放流水と浸出水、国の基準、暫定指針値を対象として比較するときには、あくまでもこの対象とするブルーの部分ということなのかと思うのですが、今後の山梨県が調査していく上では、この浸出水並びに放流水、グリーンの部分ですね、この部分も国の暫定指針値を活用しながら比較対象していくという流れは、これは変わらず、今後もずっと続けていただけるということで、まずよろしいでしょうか。第1点として教えてください。

〈議長〉

県から回答をお願いします。

〈委員（山梨県）〉

今ご質問のありましたところは青い四角のところ、調査地点につきましては、国の暫定的な指針値である 50ng/L と比較して行くけれども、緑色のところも同じように比較すべきではないかというご質問でよろしいでしょうか。

今ご承知のように処分場は国の排水基準にP F O S等の定めがございませんので、比較できるものは緑色のところはないと考えております。

ただ、河川や地下水については暫定的指針値が国から示されていますので、これを超えることは周辺生活環境への影響を及ぼさないようにという、県の環境行政における基本的な姿勢でございますので、青いところが 50 ng/L を超えないようにしていくために、水処理をして放流しているということでございますので、緑のところは 50 ng/L を参考として適用するという考えはございません。

〈議長〉

要するに青は今の基準ですが、それはそのうち変わるかもしれないので、心配だから緑の部分をどんどん測っていこうと、ということを考えているのではないかと。私ならそうします。

〈委員（地元代表）〉

私たちこの安全管理委員会の立場として考えれば、国の暫定指針値で対象としているエリアよりも、このグリーンのエリアが一番問題となる発生源のところのデータですよ。

しかもその発生源で高いデータが出て数値が出ている。それを処理して除去して放流水として流している。そのデータということで、安全という観点で見れば、国の暫定基準。これも今から、先ほど委員長さんのお話の通り、どういうふうな数字に変わっていくか、あるいはどんな体制になっていくかも今研究中ですから、色々なものが出てくるでしょう。

それ以前に安全管理委員会が重要視すべきところが、このグリーンの数値ですよ。そこに埋められているゴミから発生しているこのPFOA、これをどう捉えていくか、そしてそれをどう処理しているかというのが一番問われているところですから、国の暫定基準値以上に、国の暫定基準値とは比較しませんということではなくして、ここのグリーンの数値が最大のものであります。この委員会で注目すべきところはここです、という認識をまずは持っていただかなければいけないのではないかと、そういう趣旨の質問でございます。

〈委員（山梨県）〉

趣旨を間違えていたというようなことは、今話を聞いて思いましたので、もう一度ご説明をさせていただきます。

当然今回PFOS等が浸出水、放流水から検出されているということは事実でございます。ここにつきましては処分場の基準が定められていないものであっても、また2つ目の議題で話をさせていただきますけれども、しっかりと監視をしていかなければならないという認識を持っておりますので、調査は、次のところでご説明をさせていただきますけれども、放流水、浸出水ともに計画的な調査は進めて行きますので、決してここをないがしろにしているとか、重要視していないということではございませんので、先ほどの発言が誤解を招くようなものであったかと思っておりますので、お詫びいたして訂正させていただきます。

〈議長〉

よろしいですか。

〈委員（地元代表）〉

はい。ぜひ先ほどのご説明の中ですと、国の今の示されている暫定基準値、このブルーのエリアですね。その数値さえ基準値を下回っていれば、この周辺の安全が確保されているものだとように受け取られるような私は印象を持ちましたが、そうではない。

今お話をいただいたように、ここにとって大事なものは浸出水と放流水、そこだということを改めて強く認識をお願いしたいと思います。

その上で質問させていただきますけれども、防災調整池についてはこの暫定指針が対象とするエリアですと説明を受けております。

前の説明の中でも、県の皆さんの説明の中で、私の記憶に残っているのは、やはり公共水域として示されている調整池の水質検査のデータが重要だとおっしゃられたという印象を持っています。

この調整池は測定の方法によって、データというのは大きく変わってくると考えております。というのは、ご案内のとおり調整池は一般のイメージで言いますとまるでプールのように、底がコンクリートで水を貯水する構造のように聞こえてしまうのですが、実際この処分場の調整池は浸透式で、コンクリートが敷かれているわけではありません。

水が底から染み出る状況になっている構造です。そして調査地点、例えば底に溜まる泥の調査を事業団の皆さんの方で進めてくださっておりますが、池の4カ所か5カ所くらいでしょうか。常に定めて水を取っておりますが、今言いました浸透式で、かつ水も少ない

時期には、今は調整池に水が溜まっていますけれども、調整池が枯れるような状況が出てきている実態があります。

そうすると、この防災調整池のデータというものが、本当にこの実態を反映したデータになっているのかどうかは、調査地点によって変わってくると思っております。

そういう意味で言えば、一番確実なのは、放流水がこの調整池に流れ出すところのデータ、もっと言えば防災調整池が暫定指針の公共水域と指定されて、ここだとおっしゃっていますけれども、実際この防災調整地の構造からすれば、一番確実にこの防災調整池の数値を表すのは、私は放流水のデータというふうに考えていますので、国が暫定指針で防災調整池を公共水域として定めているから、防災調整池のデータが重要というその本質は、この処分場においては、放流水の水質ではないか。

ですから、私はこの放流水のところをブルーにするぐらいのお気持ちで放流水のデータをもっと大事に扱っていただく必要があると思います。

そうしないと防災調整池の実態が現れてこないと、データに表れてこないと心配をしておりますが、その点はいかがでしょうか。

〈委員（山梨県）〉

委員から、県は放流水の水質の方を重要視して、ここを 50 ng/L 以下に目指してほしいという説明がご質問ということによろしいでしょうか。

〈委員（地元代表）〉

はい。

〈委員（山梨県）〉

廃棄物処理法で P F O S 等の基準が定められていないということは先ほど申しましたとおりですので、県は現時点においては公共用水域、地下水で 50ng/L という暫定指針値をクリアするように、この処分場の浸出水を管理していくということを目的としております。

先ほど委員がおっしゃったように、防災調整地から地下に浸透する水があるということは事実でございます、その影響を受けていて 3 号井戸で P F O S 等が検出されている状況だと認識しております。

従いまして、防災調整池のできるだけ代表的な地点で採水をしっかりし、更に観測井戸の 3 号も適切に濃度を測定していく中で、処分場の活性炭などの交換を適切に行っていくという考えでございます。以上です。

〈委員（地元代表）〉

私がお聞きしているのは、具体的に申し上げますが、この間 P F O S 等の調査を行っていただいて、その防災調整池はどのような形で、今回 19ng/L という数字が出てきたかと。

調査地点はどんな場所で、この調整池の中のどこを調査されているのか、具体的に教えてください。

〈議長〉

県からお願いします。

〈委員（山梨県）〉

採水の場所ということですか。防災調整池のどの部分で採水をしているのかということ
を具体的に説明・・・

〈議長〉

19 ng/L とか 31 ng/L というのは、どこの何をとって分析した結果かということ。

〈委員（山梨県）〉

防災調整池の水質として代表の地点と考えられるところで採水をしていますし、採水の
方法については、通常の河川等で行っている採水の方法と一緒にということでございます。

〈議長〉

代表的地点は把握してないということですか。例えばこの池の真ん中か四隅とって平均
とか、それは把握してないということですか。

〈事務局〉

実際に採水等を担当している者なので、説明させていただきます。

防災調整池の採水地点ですが、放流水が、外を見ていただければわかりますが、放流水
が側溝をとって防災調整池に水が落ちて行きます。そこで合流して、調整池の水と落ち
込んだ水が十分に混合しているだろうと、落ち込みから2~3メートルくらい離れたところ
から採水しております。

中心点よりも少し落ち込み地点の方に近いところで取っているのですが、池の水と落ち
込んだ水が十分に混合した地点で採水しています。

〈議長〉

池全体が何メートルでしたか。3メートルが真ん中じゃないってことは6メートル以上
あるということですね。

〈事務局〉

そうです。

〈議長〉

そして、混ざった所と思われる所で採水していますと。

ただ考えてみると、放流水から防災調整池の測定地点のところまでに、これを見ると下
がっているということなので水路の中で変わっている可能性もあるということですね。

〈事務局〉

混合されて薄まっている他には、雨水とか色々な水と混ざって、放流水よりは希釈され
て下がっていると考えています。

〈議長〉

測定地点についてはそれでいいですか。

〈委員（地元代表）〉

一箇所だけで採水をして調査をしているというのが実態ということですね。

私は専門的なところはわかりませんが、その調整池の水が溜まっている状況というのは、調査のあり方というのは、具体的に何らかの形で示されているのでしょうか。

調整池の基準なり暫定指針値が出ていますけども、その後対象エリアとして、この調整池も対象になりますよというお話を聞きますが、そういう調整池での採水の方法というのは、何か定められているのでしょうか。

〈委員（山梨県）〉

河川等で採水をする場合の方法というのは国から示されておりまして、先ほど事務局から説明がありましたとおり、流入する水が十分混ざったところで、採水するように。それが河川としての採水の手法だということが定められています。それに従っているというわけです。

〈委員（地元代表）〉

私が冒頭から申し上げているのは、ここの調整池の特性として、もともと水が少ない状況で、時期によってはもちろん雨水も入って多くなることもあるでしょうが、枯れる状況も出ると承知しておりますけれども、そういう場合には実態としてはその混ざる水がほとんどないような状況が出てくるわけですから、そうするとそこで出てくるデータというのは放流水のデータが出てくると普通は考えますが、その辺はどのように受け止めればいいですか。そういう形でよろしいですか。

もし良いということであれば、放流水のデータイコール調整池のデータという考え方に近づくと私は思うのですが、その辺はいかがでしょう。

〈議長〉

緑からきて、青になるところを繋いだらということかという質問ですか。

〈委員（山梨県）〉

今委員からご質問がありましたのは、雨量とか、河川の水量で防災調整池は希釈される。もともとの水の量に変更されて、場合によっては希釈効果がなくなってしまうのではないかと。

だからいつかは防災調整池の濃度イコール放流水の濃度がほぼ同じような形になるのではないかという質問かと思いますが、確かに雨水が多い時期と少ない時期とで防災調整池の水の量には差があるかと思いますが、ここで全くないという状況は、そう考えられないのではないかなと思いますし、また水質の調査を後ほどご説明いたしますけれども、年4回の防災調整池の水質調査を実施していく計画でございますので、そういった中で季節変動を見ていくことにしておりますので、そこはしっかりと、後に説明いたしますけれども、事業団の環境モニタリングと合わせて調査日を設定いたしまして、防災調整池の水を見たいと考えております。

〈委員（地元代表）〉

この防災調整池の調査に関しましては、堆積する有害物質、それらが基本的に抜けてしまう。地下浸透してしまう構造になっているというところを非常に重要視して、この安全管理員会でお願ひして議論をさせていただいて、底泥の調査を行っていただきたいという

ことで、この間ずっと実施をしてきていただいております。

そして、P F O Sの関係においても、ここの、染み出してしまうという構造。それらを考えると、通常の採水という形だけで大丈夫なのかなという不安を持ちます。水質への影響がどうなっているのだろうと、私は思うのですが、その辺のことについて考慮する必要はないのでしょうか。

〈議長〉

多分議題2にも関わりますが、お願いします。

〈委員（山梨県）〉

おっしゃるとおり、この防災調整池の水が地下に浸透しているということは明らかでございまして、実際に観測井3号の基本的な水質のデータを見ると、防災調整池の影響を受けているというデータが出ております。

従いましてこの観測井戸3号で豊水期と渇水期に調査をしていくことによって、防災調整地の地下への影響は把握していけるのではないかと考えております。

〈委員（地元代表）〉

観測井3号もですね、確かにその南西に地下水の流向があるということの原因として、当初計画にはなかった井戸として設置されたものですね。

たまたまそこで今県がおっしゃるように調整池内の影響を受けているということです。

あくまでもこの地点だけのことですから、この3号井の穴の取水できる範囲だけということですから。それ以外の方向への影響というのは、全てを抑えられるわけではない。参考にはなるかもしれないけれど、という理解も私はせざるを得ないのかなと思っています。

申し上げたいのは、防災調整池の的確な数値を捉える方法というものを今後検討していく必要があるのではないかと考えるものですから質問させていただきました。

そういう意味では放流水のデータは大変重要ではないかなと考えておりますので、法律がグリーンだから公共域ではないから、ということではないと先ほど県はおっしゃってくださいました。

今後もしっかり、調査するというをおっしゃっていただきました。それを行動でお示しをしていただきたいと思います。

〈議長〉

補足ですが、緑色の水質は水質予測の方でも専門家がいる、気になりますので、そこで十分議論されると思います。それ以外でも国の機関で研究いっぱいやっていますので、それを皆さんが反映して、ここもやっていくことになると思います。

それでは、1番目の議題について、まず会場で他の質問はありますか。

〈委員（地元代表）〉

他にもちょっと質問があるのですが、よろしいですか。

〈議長〉

議題1に関してですか。

〈委員（地元代表）〉

ではいいです。通して説明していただいた後で質問します。

〈議長〉

では議題1について他に意見ございますか。測定結果がこうで、その理由としては、一度吸着したものが出てきた、という話でした。

オンラインの委員もよろしいですか。よろしければ議題2に進みたいと思います。

では説明をお願いします。

〈委員（山梨県）〉

それでは議題2のPFOS等の今後の対応についてご説明申し上げます。

A3資料の下の薄黄緑色のところの説明です。8月29日、前回の安全管理委員会におきまして、来年度以降もPFOS等の調査は必要で継続的な調査を実施していくべきだというご意見をいただきました。

これに対して、県としても継続的な調査は必要と認識しておりますけれども、具体的な調査計画をその際、8月29日にお示しすることができませんでした。

このため、お時間をいただきまして、年内の安全管理委員会で来年度の調査計画をお示しすることとなっておりますので、その説明となります。

県では明野処分場の管理地内において浸出水等のPFOS等の状況確認を継続して実施してまいります。

県が行うPFOS等の調査は、事業団が行う環境モニタリングと合わせまして、同一の日において実施いたします。具体的には資料右下の表に記載のとおりとなりますけれども、年4回、5月、8月、10月、1月に調査を実施いたします。

表には記載がございませんが、万一防災調整池や観測井戸2号、3号においてPFOS等が国の暫定指針値を超過した場合には、直ちに処分場周辺の水質調査を実施することとしております。

モニタリングの結果につきましては、事業団が安全管理委員会で環境モニタリングの結果を報告する際に合わせまして、県からご報告をさせていただきます。

水質調査の地点や頻度については、今後の調査結果を踏まえて必要な見直しを行って参ります。県としましては、処分場を起因として周辺的生活環境に影響を与えることがないように、PFOS等の維持管理をしっかりと行って参りますので、ご理解いただけますようお願いいたします。以上です。

〈議長〉

ではまず会場の委員の方。先ほど地元委員の方から測り方が問題という趣旨の発言があったと思います。

確かに雨が降ったかどうかという話もありますので、それは色々皆さんお考えがあると思うのですが、地元委員の意見以外にも何かありましたらお願いします。

基準があるということは測り方も決まっているのですが、防災調整池については水はどちらかと言うと混ざっていることを前提とするのがどこでも使っている話なので、それを前提としてどこかで採水すれば良いという話だと思います。

河川ですと右岸とか左岸とか水深何メートルから採水するという話があるのですが、防災調整池についてはそこまで決まっています。

先ほど地元委員からもお話がありましたけど、採水のタイミングとか測り方とか採水方

法とか、それについて委員の皆さん、他にご意見ありましたら、それも反映させていただければと思います。よろしいですか。

〈委員（地元代表）〉

水質調査の結果は、人体への影響などは、数値的には出されていないとのことなのですが、今後人体への影響、検査を実施する必要があるのではないかと思います。

濃度的に、数値的に少ないのだけど、何かしら影響は出てきていないのかというのは、我々ちょっと心配しているところです。

そういうところを含めて、もし実施する方向性があれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

〈委員（山梨県）〉

現在、国では水道水中のP F O S等の基準の設定が必要なのかどうかを専門家の先生方が議論をしているところです。

実際に水道の基準として設定されるのかどうかというのは、まだこれから議論が進んでいくところでございますが、昨日、本日のニュースでも私も耳にいたしましたけれども、水道水中から高濃度でP F O S等が検出されている水道を長年飲んでいた住民の方々が大変ご心配をされて、自治体として全国で初めて血液中のP F O S等の濃度を測定していくということで、採血が始まったというニュースを耳にしましたけれども、水道水中に含まれている水を長期間にわたって飲み続けることによる健康影響がどの程度あるのかないのかというのも、私も専門家ではないので詳しくは分かりませんが、そこは国の専門家が今後検討を進めることだと思いますけれども、それに先んじて水道水中から高濃度で検出された自治体では、そのような対応を取っているという理解でございます。

現在、私も県としてその必要性があるかと言われたら、まずは国の状況を見守る中で、そして岡山の状況を見守る中で、ということになるかと思いますので、予定はしてございません。以上です。

〈議長〉

専門用語でいうと疫学調査というのでしょうか。それはどちらかという医学の話になって、医学の疫学調査の専門家が進めて行くということだと思います。

今日皆さんがいらっしゃったのは医学じゃなくて水質の方の話なので主体的にやるということはないと思います。医学の方で、例えば県の方で医者を集めて調査をやってくれという話になれば、そういうことはあると思います。

そういう話になれば、先ほどの他県の例があるから、それを見守って、ということになると思います。

〈委員（地元代表）〉

質問です。先ほど他の地元委員がお話されたということも、もちろんここはこの処分場のエリアの水質の調査というのが主体であると言うのはもちろん分かっているのですが、一般の人たちはここでP F O Sが暫定基準であれ、多くは国の数値を大幅にオーバーしている数値が出たということですね。

先ほど県からもお話ありましたように、岡山の吉備中央町、そこは水道水源からこの3倍ぐらいの数値が出たということで、それを気がつかないでずっと飲んでいたという経過があることを踏まえて、住民の方たちの血液検査を行政が率先して行いました。

今の地元委員の質問の趣旨というのはこのエリアの人たちが、この処分場を原因として、そういう有害な物質が出たという事実を踏まえた上で一番気にしているのは、自分たちの水道は大丈夫なのかという観点です。それに関する質問だと私は今お聞きして受け止めております。

とするならば、地元の水道を管理しているのは北杜市だということになるかもしれませんが、県としても北杜市に対して、言うなればアドバイスではないですけども、水道水源の、少なくとも処分場直下の水道水源のデータぐらいは取っていますか、というような話ができないのかなというところを私は質問を聞きながら、関連でそういうことをちょっと思いました。

もしご回答いただけるようでしたら県としてそういう提案を北杜市に行うことができないのか。その点についてだけお考えを教えてください。

〈議長〉

県から話を聞いて、その後北杜市から話を聞くという流れで良いですか。

〈委員（山梨県）

今、委員から質問のありました、水道水でP F O S等の調査をしたらどうかという助言を北杜市に、ということでしたが、私どものほうで水道の関係の業務を扱っていないのですが、厚生労働省で水道事業者に対して水道水中のP F O Sの測定結果、測定をしてあればその結果を求めているということは承知しておりますので、もし何か恐れがあって、調査をということであれば私ども環境の方からではなくて別の行政の方から、北杜市に助言が行くことはあるかと思えますけども、私ども環境のからの助言ということとはございません。

〈議長〉

水道は厚生労働省で、そこに水道協会という外部団体があって、それがデータをまとめる格好で、各水道事業者に色々話を聞くことも含めて調査をしていて、その結果、日本全国でも数パーセントP F O Sについて調査している事業者があるらしいというのは私も知っております。北杜市からもよろしいですか。

〈委員（地元代表）〉

そもそもその辺りの感覚が、私からすれば、縦割りのような話をここで聞くつもりはありません。

ここはこの処分場を原因として発生する様々な問題がこのエリアに与える影響、特に人の暮らし、あるいは極端に言えば命ですね。それに影響を与えることのないようにということの大前提に協議する場ですから、その水道事業をあのどこが司っているなんていうことは、そんなことは教えてもらわなくても私もわかっています。

しかし、このP F O Sに関しての原因を作っているのは、ここに埋め立てられているゴミじゃないですか。

ここから出ているその有害物が人の体に与える影響というものについて、今はデータが低いからいいとか云々ではなくして、今後どのように数値が推移していくかもわかりません。低くなってくれることを願いますけど、どういう風に変化するかもわからない。

そういう原因を作っている。環境部じゃないですか。この処分場を計画されて。そういう認識をもっとしっかり私は持っていたきたい。水道のことは水道がやるから良いでは

ないですよ。その元を作っているのはここじゃないですか。なぜそういう認識に立たれないのですか。

とすれば、国の暫定基準値は今のところクリアしている、ありがたい。しかし、実際出続けていたわけですから、今回、県の皆さんが調査して初めてデータとして明らかになった訳ですよ。それ以前からずっと出続けているじゃないですか。

そのことをどう捉えるか、そのことに思いを馳せたら、万が一水道水源が北杜市だとしても、特にこの直下、そういうところになぜ思いが至らないのでしょうか。

私は不思議でなりません。だから県として、環境・エネルギー部の方から水道事業を担当する部署へ話をし、万が一のことあったら困る。安全のために少なくとも調査だけはした方がいいというアドバイスがどうしてもできないのかと私は思うからこそ質問させていただきました。

〈委員（地元代表）〉

追加ですけれど、我々は住民の皆さんに話をする時にも、これは何回かこの会議を開いた中で話をする時にもお話をするのですが、いまいち話が通じてないというような話がありました。

私たちがおかしいよと言った時に、調査してもらえればそれにこしたことはないという部分が住民の皆様にも理解が得られるし、私たちもここで話をしている聞いた部分も話がしやすいということがありますので、是非それを含めてよろしくお願いします。

〈議長〉

わかりました。住民の委員の感覚と自治体、各部署の感覚というのが要点で、そこはちゃんと認識してほしいということです。

〈委員（山梨県）〉

明野処分場の周辺で事業団が実施している環境モニタリング地点が、地下水であると6ヶ所ございまして、現在2つの簡易水道の水源が入っております。

これにつきましては6月11日に採水を行っております、浅尾原の簡易水道の水源と中込の水源になりますけれども、今日の資料ではございませんけれども、こちらに参考でお配りさせていただきました水質等調査検討委員会の資料の28ページになります。これの右側の図になります。ウェブの参加の先生方、申し訳ございませんけれど、今日は参考で9月20日の資料を配らせていただいております。

その中に28ページの右側のところに放流先の河川周辺地下水の調査ということで、朝尾原と中込水源の2箇所があるので、通常から事業団が周辺のモニタリング地点ということで検査を行っている地点で、直近の水源の検査は行っている状況でございます。これで5ng/L未満という検査結果が出ております。

〈議長〉

確認ですが、県として水源を調べており、それは測定限界未満だという意味の説明ですね。

〈委員（山梨県）〉

はい、そうです。事業団が環境モニタリングも行っている地点が、直近の水道水源が2箇所含まれておりまして、そこでは5ng/L未満ということですので、処分場直近の水道水

源での調査は今回県が行っているということです。

〈議長〉

北杜市から何か補足できますか。水道について。やっぱり水道が一番皆さんご心配なので。

〈委員（北杜市）〉

北杜市市民環境部でございます。よろしくお願い致します。

各委員の方からPFOSに関わる人体への影響が心配だというお話、そしてそのお話の流れの中で、水道水はどうだろうというご質問等々がございました。

本市の水道行政につきましては、上下水道局の方で担当してございまして、定期的に検査をしている実情がございます。

そんな中、昨今、PFOSというような話題が出てきているようなことの中で、上下水道局の方でも検査に関わる動きがありましたので、環境課長の方からお話をさせていただきます。

〈委員（北杜市）〉

北杜市の環境課長です。どうぞよろしくお願い致します。

PFOS・PFOAという問題は、今年度になってから承知したところですが、先ほど話があったとおり、縦割りというところで恐縮なのですが、上下水道局が管轄となります。

そして、当処分場の問題が出る前から、既に新聞報道等で国内においてPFOS等というものは話題になっていたという中で、市への問い合わせも多かったという中で、市の上下水道局が独自に調査を、実は今年度一度実施をしております。

水道局でやっている水道法に基づく検索項目には入っていないのですが、本年度市の水源75箇所において実施をしたところであります。

その結果、全ての地点で基準値以下であったということを上下水道局から伝え聞いております。以上でございます。

〈議長〉

基準値以下といっても、測定限界未満なのか、何らかの数値が出たということがあると思うのですが、この場合はどうですか。5ng/L未満ということですか。

〈委員（北杜市）〉

恐縮ですが把握しておりません。しかし基本的には全ての地点で基準値以下であったということです。

〈議長〉

その具体的な数値は例えば北杜市ホームページに出ているのですか。

〈委員（北杜市）〉

水質検査の結果はホームページで公表しますが、年度末に前年度のものをするということです。

現在、最新のものが令和5年度のもので、令和6年度に実施したものについては、3

月末に公表する予定だと聞いております。ただ今後、住民等の皆様の関心、また危機感の面からも公表を早めることは可能だと聞いておりますが、いずれ現状では公表していないという状況です。

〈議長〉

5年度までは公表しているわけですね。それは探してと言われると見つからないと思うので、この会議に参考資料として出すことができますか。次は2月ぐらいにあると思います。

〈委員（北杜市）〉

ただし5年度についてはPFOSの検査をしておりません。検査をやっているのが6年度です。

〈議長〉

結果はいつ出るのですか。

〈委員（北杜市）〉

結果は出ています。この会議で公表するかどうかという意味での結果ということでしょうか。

〈議長（坂本委員長）〉

この会議は今度2月に開催されますが、この会議に資料を出せますか。

〈委員（北杜市）〉

恐縮ですが、持ち帰りまして検討します。

〈委員（地元代表）〉

北杜市さん、せっかくお話しいただいたから確認なのですが、その年度ごとに公表しているデータは、あくまでも水道法の基準だけであって、今回の問題になっている、PFOS等を含めたデータの公表を検討していただけますか。

〈委員（北杜市）〉

はい。検討します。

〈委員（地元代表）〉

できましたらぜひ公表していただく方向で努力いただければ、ある程度安心できると思います。

〈議長〉

では話を戻しますが、継続調査ということで資料がございましたけど、会場内よろしいですか。

良ければ一旦会場からの質問を終えまして、オンライン参加の委員お2方、今日のA4のカラーの資料の右下に継続調査の案が出ていて、これについては予算がつくのですか。決まっていますか。これはもう予算化してあるのですか。

〈委員（山梨県）〉

今年度、年が明けて1月に実施する分については、予算を確保してございます。

来年度予算は、2月議会で来年度当初予算の時に議論をいただくことになっておりますけれど、今、環境・エネルギー部から財政当局の方に要望している調査はこの表のとおり金額を算出しまして、予算がいただけるように要望しているところでございますので、最終的には2月の議会に諮って可決ということになります。

〈議長〉

このA3の下半分、これは環境部が考えている調査で、もしかしたらもっと細かい話が議会からでますよね。予算はもう少し細かく年何回、1回に何検体と積算も含めてよろしくをお願いします。

〈委員（山梨県）〉

議会に諮るのは、数値が合算された金額で、議会の方に出ます。その中にこの分が入っているということでございます。

〈議長〉

5月、8月、11月、1月で丸が何個あるかわかりませんが、それ掛ける1回分の予算として議会に提出しようとしているということですか。

〈委員（山梨県）〉

はい。そのように要求をしているところでございます。

〈議長〉

例えば5月だったら5月のいつ頃にどんな風なことをやるか、全部やりますよとか、その他にこれもやりますとか、そこは決まっていますか。

〈委員（山梨県）〉

例えば、6年度の1月に6つ丸がついてございますので、今日のA3の資料の左上の地点での6地点で実施をいたしまして、その実施日については1月の事業団が行う環境モニタリング調査の日に合わせて実施をいたします。

〈議長〉

わかりました。ではWEB参加で先に退出される委員、質問があればお願いいたします。

〈委員（学識経験者）〉

すみません。次の会議がまたあるので、そろそろ退室しなければいけません。

質問ではなくて、丁寧に、継続的に検査を続けてくださいというお願いです。

来年度もですが、数年はこのまま調査があるだろうなというふうに思っていますので、お願いしたいということと、水処理施設の方の検討も、もちろん活性炭と、あとホウ素除去の両方ダブルで取っているということだったのですが、少し管理方法とか交換頻度とか、調査方法とかもまた検討いただければなと思っています。

以上です。ありがとうございます。

〈議長〉

他に何かありますか。

〈委員(学識経験者)〉

私の方でちょっとお聞きしたいのが、1つ目がホウ素処理の交換頻度は、もともとはどれぐらいの頻度で交換していたのでしょうか？

〈事務局〉

お答えさせていただきます。

ホウ素処理施設は2塔直列になっておりまして、この問題が起きる前までは2か月ごとメリーゴーランド方式という形で交換をしておりました。

ただ、今回色々問題が出てきていますので、専門家の先生と相談しながら、交換方法や時期などを色々試して、相談しているという状況です。

〈委員(学識経験者)〉

わかりました。

ちなみにホウ素って簡易式で分析することはやってはいないのですか。分析所に運んで分析することしか今はしてないのでしょうか。

〈事務局〉

日頃の管理手法という意味合いであれば、パックテストで1塔目の出口の濃度を見て確認をしています。

〈委員(学識経験者)〉

であれば、そのパック式の結果を見つつ、このホウ素除去装置の状況というのが一定程度は想定されると思うので、この2ページ目に書いてあるような、こっちの装置がダメになるというような時期も一定程度想像できると思うので、そういう形で適切に維持管理していただきたいなというのが一点目です。

2点目が、先ほどお話の中で、観測井3で濃度が出てきているのは、調整池の影響なのではないかというお話があったかなと思うのですが、こちらはそもそも一番初め時点で、この観測井3号が出来たのがもともとの、浸出水と言いますか、処分場からの影響が出てくるのが、この3号の方にも出ているんじゃないかということで、確かここに設置した経緯があるんですね。

そう考えると、ここで今13とか22って出てきているのが本当は防災調整池の影響ではなくて浸出水、要は処分場の影響の可能性もあるのではないかなと個人的には思っております。

そう考えると、先ほど地元の委員の方のお考えに賛同するというか、ここで出ている以上はやっぱりこの近場の飲料水用の井戸に関しても、定期的に分析することが必要なのではないかなと考えておりまして、この今後の対応の中の、今6ヶ所になっていると思うんですけども、観測井1とか2とかは別にもうやらなくても良いのではないかなと思います。3号のところはもうちょっと、例えば6月、10月とか頻度を増やして、もしも上昇しているような傾向が認められるのであれば、飲料水井戸の方まで分析の対象とすることを検討いただけないかなと思います。

3号井戸をもうちょっと頻度をあげたほうがいいかもしれないと思っています。5月、10月とかも入れていただけないかなと。

その結果を踏まえて、飲料用の井戸にも展開していただくことを考えていただけないかと思っています。

〈議長〉

はい。わかりました。県から説明をお願いします。

〈委員（山梨県）〉

委員からご提案があったのは、観測井戸1号については測定の必要はあまり認められないけれども、防災調整池の影響も受けているという中で観測井戸3号の測定回数を増やしたらどうか、ということと、もしその観測井戸3号で何かあった場合には、直ちに周辺の井戸も確認をした方が良くというご意見をいただいたと考えております。

今、この中で、水質検査の箇所を組み替えということは可能だと思いますので、例えば8月と1月に実施する1号井戸を、来年度から3号井戸に組み替えて、今年度1月までは1号井戸を実施して、湯水期のデータを取った上で、そこで問題がなければ、もう問題がないので、来年度の1号の8月、1月の予定のところを3号井戸の5月と10月に振り替えてはどうかというご提案だと思うので、そのところはもう一度整理して、委員からのご指摘がその通りだと思いますので、中でもう一度整理をさせていただいて、次回の通常の安全管理委員会の時に、計画の修正ということで報告させていただければと思います。

後は3号井戸、もしくは防災調整池で指針値を上回った場合についての、処分場周辺への調査というのは、委員ご指摘の通り、その周辺の方も必要な箇所について調査を行っていくということで、計画の中にしっかりと書くようにいたします。

〈議長〉

まだ予算を増やすことができるのですか。

〈委員（山梨県）〉

今の委員のご指摘は、この予算の中で組み替えてやったらどうかということであるので、そういった方向でもう一度計画を作り直して、委員のおっしゃる通りの計画でいけるということをもう一度次回の安全管理委員会の時にお示しをさせていただければと思います。

〈議長〉

私だったらこんな意見が出たから予算を変えますと議員さんに説明しますけどね。そこまで考えていただければありがたいという話だと思いますが。議員さんで反対する人はそんなにないと思う。

〈委員（地元代表）〉

委員がおっしゃった趣旨が、県がしっかりご理解されてないと、今やりとりを聞いて思いました。

委員がおっしゃっているのは、この観測井戸3号が防災調整池の影響を受けて数値が動いているとしきりにお話されていて、私もそれはそうだと思います。

おっしゃるのはそれ以外に浸出水あるいは処分場からの影響を受けている可能性がある

ので、だから私が先ほど申し上げたように下流域、ずっとこの間出ていたわけですから。今回初めて分かったわけですが、それ以前からずっと何年出ているかわかりませんが、出続けているのだから、水道水源への影響というところへも考慮したらどうかということをお委員はおっしゃったと私は受け取りました。その部分への答えが全然ありません。

〈委員（山梨県）〉

委員からご意見いただいたことを踏まえて、私の方で今申し上げたところでございますが、当然周辺への影響がある、恐れがある、ということであれば、委員からご指摘がありました通り、3号井戸や防災調整池で超えたということであれば、周辺の調査も追加で実施していくこととしますので、そこはきちんと曖昧なところがないように、記載ということで良いのかなというふうに考えております。

〈議長〉

私だったら、部内の調整でもっと強く言って、色んなご心配があるから予算をたっぷりとってきて、色々な所を調べますね、ということをお部として考えていただければありがたいかなという感じですね。また予算ですから、この部局は最大何万ですか、とか、この課題には何万までという話があるかと思うんですけど、それは中での声の大きさとか、力加減で予算を増やせるなら増やした方がいいかなと思います。他にご意見はありますか。

ちょっと話を戻します。質問ですが、国の研究に採水した水を提供するというのは、今後どういう予定になっていますか。

〈事務局〉

国の研究への試料提供のお話ということですね。今のところ最終日がいつかという連絡はいただけていないので、向こうからサンプル瓶が送られてきて、それに採水して送り返すという形を継続しています。こちらの想定としては、年度内はやるのかなと思っています。その締め日がいつまでというのはまだ連絡を頂いておりません。

〈議長〉

ハウ素除去施設から出てきているという話があるから頻度を高くやった方がいいと思って、それは事業団でやらないで研究でやれるって話ですね。

〈委員（山梨県）〉

国の共同研究以外にも、こちらのA4の資料の方に、対応の具体的内容というところで示しましたとおり、今月の6日から週1回、ハウ素処理工程における検査を追加してございます。これは県が臨時的に維持管理の手法とかを検討していく上で、調査を行っていくものですので、先ほどの国の共同研究の方に試料を送ると合わせて、県の予算で民間の検査会社に委託をして、検査も実施しておりますので、かなり頻繁な検査をする中で、維持管理の手法について共同研究者のご意見も聞きながら検討を進めて行くこととしております。

〈議長〉

わかりました。これについては来年度の予算は取っているのですか。

〈委員（山梨県）〉

これは今年度の事業の中で実施しているものでございます。

〈委員（地元代表）〉

参考ですが、先ほど何月、何月って話が出ましたけども、これは2月の議会にかけての話もありますか。予算取りのことです。

〈委員（山梨県）〉

7年度の5月、8月、10月、1月の調査については最終的に決めるのは議会で当初予算の議決を頂くということです。ただこれで上げさせていただいていますので、通して頂けるものと考えております。

〈委員（地元代表）〉

ちょっと心配ですね。国の研究のことは良くわかりませんが、この間の市議選の関係だとか、市長選の関係で、新しい議員さん、市長にこういう話を持って行った時に・・・

この発言に対し、他委員から、予算の話は市議会ではなく県議会の話である旨の説明があった。

〈委員（地元代表）〉

すみません。今日のテーマの2つ目が、PFOS等の対応についてということですから、今日は出た結果について中心にお話しされておりますけれども、今後一番私どもの地元にとって気になることについてお話させていただきたいのですが、今ここでの協定の中でクリアできていないのはホウ素とマンガンとういことで、いずれかはこの両方ともクリアできるだろうと予想をさせていただいているわけではありますが、クリアできた暁に、このPFOSの国の暫定基準値がどうなのかわかりませんが、それをクリアできない状況が続いた場合に、この処分場は廃止ができるのでしょうか。

〈議長〉

廃止というのは廃止基準ってというのがあって、それを満たせるかどうかという意味でよろしいですか。

〈委員（地元代表）〉

もちろんそうです。廃止基準が当然ありまして、それを満たせば廃止ということで、水処理が一切なくなると理解しておりますけども、PFOSそのもの、新しい物質ですけども、基準にも入っていないものですけども、これがそのままの状況で残っているということになった時に、処分場そのものは今の法律に従って廃止をしていくという方向なのでしょうか。そこを教えてください。

〈議長〉

今の基準で廃止基準を満たしたら廃止するのか、それとも、新しく出た問題も考えて、何らかのことをやるのかという質問かと思えます。いかがですか。

〈委員（山梨県）〉

今、委員からご質問があったことについて、具体的に私ども検討していないというの

が、正直なところでございますので、一般的な話ということで聞いていただければと思います。

処分場というのは、廃棄物処理法で色々な規制を受けていますので、先ほど議長さんからお話があったように、法律に廃止の基準が決まっていますので、それを満たさない限り廃止はできません。

ご承知のようにP F O S等は基準に入っていないので、廃止の基準にも当然無いということになります。

一方で、P F O S等が処分場周辺的生活環境に問題を起こすような状況であるということは、環境行政を司る県として、あってはならないことと考えておりますので、そこは生活環境に影響がないというようにならなければこのP F O S問題が終わるとは考えていません。

今、2つを切り分けてお話をさせていただきましたが、それ以上のことは今の段階で考えていないということなので、処分場は廃止であったとしても、今現在県が住民の皆様方にこれまでご説明させていただいているのは、P F O Sによって周辺環境の影響というところは、県が責任を持って無いようにしていくということでございますので、2つを一緒にした答えはできませんけれども、今の状況について説明できる範囲ということでお話をさせていただきました。

〈議長〉

県から環境省の廃棄物処分場を所管しているところに、こういう話が出ていると問い合わせることはできますよね。どう考えているのですかと。

〈委員（山梨県）〉

今、国の動きは、水道水の基準作りということは承知しておりますけれども、最終処分場について、具体的な検討が始まったということは聞いておりません。

一般的には水道水の基準が出来て、水道水というのは地下水とか河川とか、そういったところを水源としておりますので、河川や地下水で基準が必要だとか、河川の基準を守るために排出基準が必要かどうかという流れになっていきますので、まだ国はその段階にないと承知しています。

〈議長〉

でも廃棄物の所管の部署に質問するとか、どう考えていますかとか、問い合わせる合わせるぐらいはできないでしょうか。

問い合わせれば、じゃあ考えましょうという考えが環境省の中で起こるかもしれません。言わなければやってくれるかわかりませんし、やってくれたとしてもだいぶ後になるかもしれないということはあると思いますので、その辺は聞いてみた方が良いと思います。

〈委員（地元代表）〉

改めての質問です。先ほどお答えをいただきました、廃止と、この処分場を起源とする問題に関しての地域住民の暮らしへの影響というものについては別枠で考えていかななくてはいけないということでもありますから、P F O Sに関しては、その問題がクリアできるまで、県は検討して対応していただけると私は先ほどの県の答えを聞きながらそう思いましたので、ぜひそのことを、実際に言葉だけではなくして山梨県として、地元に対してしっかりとできるだけ早い時期にその方向を示していただく方法もご検討いただきたいと思

ます。

何につきましてもこの処分場については、国の基準を上回る10倍という大変厳しい枠を自ら県の皆さんが作ってくださって、それをクリアするために、今住民との約束を守っていただくために日々頑張っておられる。北杜市としても同じ姿勢だと思います。

私たちはそのことに信頼を寄せて、この間ずっと対応をして参りました。さらに重ねて申し上げれば、知事が6月の記者会見で、このPFOSの問題に関して、先手先手の対応を心がけて、住民の皆さんの生活環境の保全をしっかりと図って参りたいということを記者会見で明言されております。

そのことをぜひ含めてPFOSの問題が、地域の皆さんが安心できる状況になるまで、しっかりと山梨県は責任を果たしていただきたいということを重ねてお願いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〈議長〉

先手先手という言葉が使われたので、それに相応しいものを作ってくださるように考えて、県の部署でも働きかけてほしいということだと思います。

他にございますか。

〈委員（地元代表）〉

すみません、もう一点だけ良いですか。

これはちょっと趣旨が違うのかもしれませんが、この説明もこれからあるのかどうか分かりませんが、県で設置した委員会でこの問題について協議が進められていると考えております。

もちろん承知しておりますけれども、ここで参加されている委員はじめ、それからオンラインで参加している委員に是非お願いしたいことがあります。

先ほども申し上げましたとおり、国の10分の1の水質基準として絶対安全な処分場にすると言って、県はこの事業をスタートさせました。その中で当然のこととして、水質をきちんと守るということを宣言されて対応しているわけでありますから、改めて新たなPFOS問題につきましても、私ども地域住民が安心できるように、たとえ長期になっても、きちんと処理をしていくように、3人の先生の口から今開かれている安全管理委員会の中でも、地元からはそういう声が上がっていますということをぜひお伝えをいただきたい。そのことを特にお願いをしたいと思います。

〈議長〉

わかりました。私も皆さんもそのつもりでありますので、そういうふうにしていきたいと思っています。

では、今日のPFOS関係はこれで終わりにして、その他ということで、まだ色々なことを話していきたいと思いますが、その他について県から何か話がありますでしょうか。

ございませんか。委員の皆さん、今日はPFOSに絞った話ですが、その他として何かありましたら発言をお願いします。

〈委員（地元代表）〉

一点確認をさせていただきたいと思っておりますけど、先ほど次長さんから来年以降も県の職員の派遣は実施していくというお話をいただきました。

それは来年以降も、いつまでどういう体制で、以降と言いますと、全ての問題が解決す

るまでずっと、という理解をして良いのか、それともたまたま来年度はそういう実施をしていきますということなのか、その辺が明確ではなかったので、お願いいたします。お答えいただける範囲で結構です。

〈委員（山梨県）〉

職員の派遣につきましては、来年度以降についても職員を常駐させることで庁内調整をしているところでございます。

それは来年度だけという意味ではなくて、PFOSに関して、監視するという意味で、常駐するということですので、来年度単年度って意味ではありませんが、あくまでこれは県の組織の話でありまして、そこは内部で調整をして、そういうふうに進めているところで、今のところはお断念いただきたいと思います。

〈委員（地元代表）〉

はい、結構です。

〈議長〉

他にございますか。

なければ、次回は一応2月の定例の内容と、今日出てきた質問に対する回答なり、資料なりを出していただくということにして設定したいと思います。

では、皆さんからも追加はないようですので、私からは以上です。司会にお返しします。お願いします。

〈司会〉

委員長には円滑に議事を進行していただき、ありがとうございました。

また、委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。以上をもちまして本日の安全管理委員会を終了いたします。

なお本年度第2回目の定例安全管理委員会につきましては、日程調整のうえ後日通知いたします。本日はありがとうございました。

以上